

令和6年度第5回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和6年7月9日（火）13：30～13：53
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 福本教育長
正司委員 今井委員 山下委員 吉井委員
- 4 欠席者 本田委員
- 5 傍聴者 7名（一般7名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（福本教育長）

定刻になりましたので、教育委員会会議を始めます。本日は、本田委員が所用のため欠席されております。

それでは、議題に入ります。本日は、議案5件、協議事項4件、報告事項1件です。まず、非公開事項についてお諮りいたします。議題のうち教第13号議案、教第14号議案については、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関する事。協議事項13、協議事項17、報告事項1については、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして非公開としたいと思いますが、御賛同いただけますでしょうか。

（賛同）

（福本教育長）

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

教第10号議案 神戸市教育委員会公文書管理規程について

（福本教育長）

教第10号議案、神戸市教育委員会公文書管理規程について、事務局より説明をお願いします。

（吉田総務課長）

教第10号議案、公文書管理規程の改正でございます。改正の概要を資料の8ページに記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。公文書の取扱いにつきましては、教

育委員会も市の組織の一部として同様の取扱いをしております。よって、教育委員会公文書管理規程につきましては、神戸市公文書管理規程に準じた取扱いとなっております。今回、神戸市公文書管理規程が現在の事務処理の運用状況に合っていないという面があるということで現状に合わせた改正を行うということになっておりますので、教育委員会も併せて改正を行おうとするものでございます。

また現在、市の規定と教育委員会の規定は同じ内容のことが書かれているのですが、文章表現が多少違うといったところがございますので、その点についても今回これを機に市の規定に合わせることを考えております。これらの結果、改正部分が多くなりましたため、一部改正ではなく、全部改正という形にさせていただいております。主な改正内容につきましては、第7条、8条関係としまして、現在到達した文書につきましては、規定上、全て文書収配簿への記録が要りますが、実態としては簡易書留とか特定記録郵便等必要なもののみを記録するというようになっておりますので、実状に合わせております。文書送付簿につきましては、相手方の印鑑が要るもの等必要とする文書については記録する帳簿ということであるのですが、現在使用していないということで、削除するといったことを考えております。10条、11条につきましては、到達した文書の開封や收受印の押印といったことを総務課長が行うことになっており、原則は全て開封することになっているのですが、必要なものだけを開封するというような内容に変えたいと考えております。

11条では、紙文書の電子正本化ということで、現在、到達した文書については、紙文書でも保管することとなっているのですが、データを正本として取り扱うことができるという旨や、紙文書をスキャナ等で読み取って作成したデータを正本として取り扱うことができる旨を今回追加したいと考えております。

教育委員会独自としましては、第9条の関係、文書番号の記号に関して改正漏れがありました。記載例でございます「現行」のところですが、「教委中図」とありますが、これは中央図書館のことでございます。こういった例がまだ残っているほか、その下、「教委総教」セとありますが、総合教育センターは教職員研修所になりましたので、改正漏れということになっております。現在、教職員研修所は「教委研」という表示になっていますので、今回そういった実際の例に合わせるような形で改正をしたいというふうに考えてございます。

公文書管理規程の改正の件につきましては、以上です。

(福本教育長)

今説明をいただきましたが、委員の皆様で何か御質問等ございますか。

中身的には神戸市の公文書管理規程の改正に伴いということで、時代的な流れ等があり、実態に合わせようという改正です。特に御意見等はよろしいでしょうか。

では、採決を行いたいと思います。教第10号議案を承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。
それでは、次の案件に参ります。

教第11号議案 学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則について

(福本教育長)

教第11号議案、学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

(吉田総務課長)

この規則につきましては、令和6年1月22日に改正していますが、そのときに誤りがあり、そちらを正そうとするものでございます。1ページの改正前のところを御覧ください。第9条の下線部「第1号から第7号までに掲げる事項を記載した」と書いてありますが、その下に「(1)～(8)」とありますとおり、第1号から第8号までございまして、8号までであるのに7号までと書いてしまっていたという誤りがありましたので、今回それを正そうとするものでございます。改正後は、「第1号から第7号まで」というものを「次の各号」という形に変更したいと考えております。

以上でございます。

(福本教育長)

これも現状に合わせたということですが、これにつきましても御質問はよろしいでしょうか。

それでは、意見がないようでしたら採決を行います。教第11号議案を承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございます。
それでは、次の案件に参ります。

協議事項15 令和6年度神戸市就学・教育支援委員会について

(福本教育長)

協議事項15、令和6年度神戸市就学・教育支援委員会について、事務局より説明をお願いいたします。

(甲斐特別支援教育課長)

神戸市就学・教育支援委員会については、令和5年度は4回委員会を開催させていただきました。また、今後、視覚障害教育の方向性を考えるために、視覚障害教育部会を設置させていただきまして、合計3回開催をして、意見のまとめをさせていただいています。3ページ以降に意見の報告のまとめがございますので御参照ください。

令和6年度については、昨年度と同様に4回開催をさせていただくことを予定しています。既に第1回目については、6月6日に開催をさせていただきました。

2ページに視覚障害教育部会のまとめに関して、委員の方々からいただいた意見を記載させていただいています。いただいた主な意見としては、一般校には特別支援学級を設置して、視覚障害のある児童生徒の方がほかの児童生徒たちと学べるような場があれば、学びの選択が広がっていくということ。また、そのためには教員の専門性の向上や教員の養成が課題であるということ。また、視覚障害だけではなくて、聴覚障害の子供への対応として、難聴のお子さんが地域で学べるような環境を整えればより良いということ。また、家族同士の連携についても考えていく必要があるというような、そういった御意見をいただいたところです。

今年度については、第1回目でいただいた御意見を踏まえて、児童生徒や保護者のニーズに応じた適切な学びの場、環境づくりについて議論をしていきたいなど。専門的な立場からも御意見をいただきたい、議論を諮っていきたいと考えております。

以上です。

(福本教育長)

第1回就学・教育支援委員会で議論いただいた内容を御説明いただきました。委員の皆様から何か御質問等ございますか。

特に「主な意見」のところですと、私も現場出身ですので一般校における視覚障害や聴覚障害への対応というのは、なかなか大きな方向性だなと思いました。委員の皆さんは御意見等ございますか。まだお聞きする程度だとは思いますが。

(正司委員)

先生方への負担が重くならない形で実施できれば良いと思います。今の時代はインクルーシブ教育をしっかりと推進するよう言われていると思いますが、専門的な観点というのもいいことだと思います。ただ、実際、現状の現場を考えると、慎重に考えていく必要が

あります。支援を上手に入れながら、よりよい形をつくれればいいかなど。あと、資料にもありますとおり、視覚障害の方に関する議論がどうしても先行しやすいですが、それ以外の障害の方々についても同様に取り残されないような形で議論が進めばいいなと感じています。

(福本教育長)

ほか、よろしいでしょうか。

では、これからも慎重に進めていくということで、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第12号議案 令和7年度使用神戸市立高等学校の教科用図書の採択について

(福本教育長)

教第12号議案、令和7年度使用神戸市立高等学校の教科用図書の採択について、事務局より説明をお願いします。

(西山高校教育担当課長)

それでは、まず初めに、教科書採択の流れにつきまして、改めて確認をさせていただきたいと思いますので、資料の最終のページ、41ページをまずは御覧ください。こちらは令和6年5月10日の教育委員会会議で採択要領について御承認をいただいた資料の一部で、高校における教科書採択の流れを図に示したものになります。現在、図の真ん中、④の各学校からの報告書の提出までが終了しております。本日、⑤の各校からの調査結果の報告、これが資料の1ページから39ページです。その報告書と教科書展示会での御意見等の報告をし、⑥の教科書採択をしていただくという段階になっております。

それでは、資料の1ページまでお戻りください。1ページから39ページまでの報告書につきましては、市立高校の全生徒が令和7年度に使用する教科書を学校ごとに掲載しており、教科書名ですとか使用する学年、選定理由などが記載されております。

お手元に教科書の見本を御用意しておりますので、適宜、御覧いただければ結構かとは思いますが、高校では、令和4年度より新学習指導要領が年次進行でスタートしております。来年度で全日制、定時制、全ての高校において新しい教育課程に即した教科書となります。使用する教科書の選定に当たりましては、各学校の校長を委員長といたしまして、教員及び保護者からなる教科書選定委員会が設置をされます。そこで、それぞれの学校の教育課程に即した教科書の選定が行われ、校長が教育委員会事務局に報告書を提出します。それが、1ページから39ページまでの報告書になっております。各学校の選定委員会では分量

ですとか配列、学習状況、教育効果など様々な観点によって、複数の選定教科書の比較検討、いわゆる調査が行われ、各教科の授業で使用するための最適な教科書が選定されております。6月18日から7月6日まで市内2か所で教科書展示会を実施しましたが、今回の高校の教科書に関する御意見は特にございませんでした。資料の40ページ、後ろから2番目にそのことについて記載しております。

最後になりますけれども、今後の採択の事務の流れといたしましては、本日この1ページから39ページまでの報告書の内容につきまして承認をいただいた後、県の教育委員会事務局へこの報告書の提出を行うとともに、主要教科書名と数量につきまして併せて報告することになっております。

説明につきましては、以上です。

(福本教育長)

ありがとうございました。市立高校の教科用図書採択について説明いただきましたが、御質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

(今井委員)

現場の先生方が生徒さんたちに合った教科書を選んでくださったことと思いますので、選ばれたものについては異論ありませんが、中学校や小学校の教科書を見ると、二次元コードをすごくいっぱい入れてくださっていて、私も実際に見てみると、いろんな動画やワークが導入されているような教科書をよく見ますが、見本で少し置いていただいている高校の教科書を今拝見しますと、2次元コードはそんなに出てこないのですが、これは何か特色の違いがあるのでしょうか。

(西山高校教育担当課長)

教科によるとと思いますが、二次元コードにつきましても、掲載する教科書会社、教科書は少しずつ多くなってきていますので、今後さらに増えていくというふうに思っています。

(今井委員)

分かりました。ありがとうございます。高校生だったら多分皆さんスマホを持っていらっしゃるし、2次元コードで色々な教材を見て、色々なものに触れられることはすごくいいかなと思ったので、その点が気になりました。あと、高校は教科書の持ち帰り、学校に置いてくるといったこと、その辺りは大体どんな感じになっていますか。

(西山高校教育担当課長)

必要なものを家に持って帰りますし、場合によっては学校に置いて帰るということもありますので、適宜対応しています。全部持って行って、全部持って帰るといふようなこと

はしていません。

(今井委員)

分かりました。ありがとうございます。

(福本教育長)

ほかに御質問があれば。

特に、よろしいでしょうか。今のような方針で、今回実施させていただくということで、今色々見本を見ていただいています、種類も多く様々です。簡単に見本を見ていただくことにはなりますが、方針については御意見がなければ採決を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、教第12号議案を承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

協議事項16 令和7年度使用神戸市立中学校の教科用図書の採択について

(福本教育長)

協議事項16、令和7年度使用神戸市立中学校の教科用図書の採択について、事務局より説明をお願いします。

(藤井教科指導課長)

調査委員会についてですが、5月末までに全て終了しております。評価委員会につきましても、6月27日、28日に実施済みでございます。教科書展示会でございますが、7月6日に市内全11か所全て終了しております。そのときに出されました市民の御意見であるとか、それから来場者数等については、教科書採択の教育委員会会議で御報告させていただきます。

それから、教育委員会事前研究でございますが、1回目を7月16日火曜日、2回目を7月17日水曜日、18日木曜日にさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、教科書採択に係る教育委員会会議について、御説明させていただきます。7月23日火曜日の9時から17時30分に行わせていただきます。当日の流れですが、報告事項の概要ということで先ほど御説明させていただいた調査委員会、評価委員会、教科書展示会

の報告をさせていただきます。あと、種目ごとに調査報告、協議、投票、採択という流れでさせていただきます。種目については、16種目、71種、142点ございますので、そちらの採択を行ってまいります。

投票による採択方法について、御説明させていただきます。投票については、投票1回目で過半数に至る4票を得票した発行者があった場合は、その発行者を採択することになります。もし、3票、3票の同数の場合は、教育長が決定ということになります。それ以外の得票の場合ですが、得票のあった教科書について、再度、協議させていただいて、2回目の投票を行います。投票の2回目で過半数4票を得票した教科書があれば、その教科書を採択。もし、最後、3票、3票の場合には、教育長が決定。もし、またそれ以外の状況になれば、再々協議を行った上で、3回目の投票を行います。3回目の投票でも、もし決まらない場合には、これを繰り返すということになりますので、よろしく願いいたします。

御説明は以上です。

(福本教育長)

今度は中学校ですね。中学校の教科用図書採択に係るこれからの流れの説明ですが、この時点で御質問等ありましたらお願いします。

この流れで今から実施させていただくということですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

公開案件は以上となりますが、教育委員の皆さんから教育委員会会議で取り上げるべき事項について、御意見等にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また後日でも構いませんので、何かありましたら事務局までお伝え願います。

それでは、本日の公開案件を終了いたします。

閉会 13時53分